

いつもお世話になります。ある研究グループが「人間の脳は、ほめられるほど血流が活性化される」ことをつきました。子育てなどで「ほめると育つ」というのは、科学的にも根拠があるようです。私たちも、お客様の「この記事面白かったよ」「この部分もう少し教えて」という声で今以上にさらに大きく成長します！

トレンドを斬る！

お笑い芸人「T a k e 2」の東貴博の定番ギャクに、お坊っちゃんキャラを生かした1万円札で汗や涙を拭くというのがあります。

ですが、彼の温厚なキャラもあって嫌味ではなく、一度はやってみたい！と思わせてくれます。そんな夢を叶えてくれる商品「あぶらとり紙 拭沢油吉（ふくざわゆきち）」が発売されました。紙製の財布型ケースには“10万円”と書かれ、お札風に印刷されたあぶらとり紙が入っています。商品にユーモアを取り入れることも売れる要因ですね！



● 365日が楽しくてたまらない！「商売のヒント」●

今月の商売のヒント：【最初のアヒルになるのは、だれ？】

せっかく新しい社員を採用したのに、そのまま放って置き放しの会社が多いのではないかでしょうか。たしかに、電話の受け応え方やパソコンの入力方法については丁寧に教えますが、そんなことよりも今日が初出勤の新入社員が一番不安に思う瞬間は、最初の昼食のときです。出社初日の新入社員は、右も左も分かりません。お弁当を持参すればよいのか、外食だったらどこで食べるのか、だれもそんなことなど事前には教えてくれません。正午。案の定、新入社員は目が泳ぎ出してうろたえます。「お昼はどうするのですか？」とは、なかなか訊けません。そんなとき、私の顧問先の営業部に籍を置くある課長は、見事にフォローしています。彼は、うろたえる新入社員を目にするべく必ず食事に誘います。とんかつ、そば、カレーライスのうち1つを選択させるとお店へと向かいます。2時間ほど食事をしながら目の前の若者の緊張をほぐすと、仕事の内容や社員一人一人のクセなどを面白く語ります。そして、会計をする際は、あえて領収書はもらいません。そのとき新入社員は、決まって課長のすぐ後ろにピタッと立っているからです。もらいたくとももらえないのです。。。

それから数年が経ち、当時の新入社員だった何人かが去りました。課長は、最後も必ず一緒に食事をします。そのとき最初に食べた、とんかつ、そば、カレーライスの話題にいつもなるそうです。大げさですが「一生忘れません」と言う者もいたそうです。みんな決まって数年前の“最初の食事”的話を昨日のことのように

笑顔で話します。彼らは、鮮明に覚えています。新入社員は、アヒルのように最初にやさしくしてくれた人のことを、いつまでも忘れることはできません。だから課長は、新入社員が初出勤するその日だけは、スケジュールを入れずに“最初のアヒル”となりました。これが2日目でもダメです。困っているのは初日です。どうでもいい些細なことのように思えますが、だれも気に留めない些細なことだからこそ、困っている相手の心には深く残るものなのです。



今月のあなたの運勢

鑑定：妙慎

A型

上司からのアドバイスが、あなたの人気運の上昇に効果を發揮しそうです。アドバイスは、素直に聞きましょう！

B型

今月は、多忙な1ヶ月になりそうです。仕事と休憩のメリハリをつけて、ミスを防ぐよう心がけましょう。

O型

人の集まるところに「福」がありそうです。お誘いがあったら出費を惜しまず、積極的に出かけると「吉」です！

A B型

身体のだるさを感じたら、飲み物を見直してみましょう。温かいものを飲むことで、胃や腸が元気になります。

痛快！

画：村田かなこ

えだまめ君



知つとこ！「税務のマメ知識」

【『ふるさと納税制度』ってなに？】

今年の5月から「ふるさと納税」制度がはじまりました。

この制度は、大都市と地方との税収の格差を是正する手段の1つとして、新しく導入されました。その仕組みは、個人が今住んでいる場所（住民票のある居住地）以外の自治体に寄付をした場合、寄付金相当額が、今住んでいる自治体の住民税などから控除されるようになっています。

寄付の対象となる自治体は、「生まれ育ったところ」から「一度も住んだことのないところ」まで、すべての都道府県、市区町村から自由に選ぶことができます。

なお、控除の対象となる寄付金は5000円以上となります。たとえば、6000円を寄付すると1000円相当の控除を受けられます。また、控除できる金額には上限があり、住民税の所得割の1割（住民税のほぼ1割）となっています。

この「ふるさと納税」制度は、寄付の文化があまり根付いていない日本では「さほど普及しないのでは！？」という声もある一方で、出身地だけでなく好きな自治体に寄付できることから、全国の自治体が寄付集めに知恵をしぼり、いろいろな方法で「ふるさとの魅力アピール」に乗り出すと、利用者は急増するとの見方もあるようです。



オススメの逸品



誰も書けなかった年金の真実 あなたがもらえなくなる日

払っても損する世代は、1965年生まれ以降！？国民年金を満額もらうより、生活保護のほうが豊かな老後！？日本最大最悪の迷宮に挑む書籍。

【出版社：幻冬舎】
【著者：辛坊治郎】

税理士法人早川・平会計

〒101-0031

東京都千代田区東神田2-10-15 田中ビル9階

電話：03-3862-2720 FAX：03-3862-2455

<http://www.ht-tax.com>

mail : y.taira@ht-tax.com